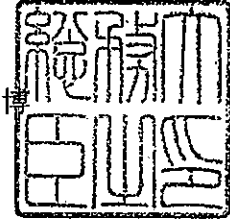




総政企第 290 号  
平成22年12月17日

統計委員会委員長  
樋口 美雄 殿

総務大臣  
片山 善博



諮問第32号  
医療施設調査の変更について（諮問）

標記調査について、平成22年11月26日付け厚生労働省発統1126第2号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

# 諮 問 の 概 要

(医療施設調査(基幹統計調査)の変更について)

## 1 調査の目的等

医療施設調査は、医療施設(病院及び診療所をいう。以下同じ。)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

医療施設調査は、旧統計法(昭和22年法律第18号)第2条に基づく指定統計である医療施設統計(指定統計第65号)を作成するための調査として、昭和28年に創設され、昭和47年までは毎年調査が行われたが、昭和48年に調査計画が見直され、医療施設から診療体制、診療実績、医療設備等の詳細な情報を徴集する静態調査は、昭和50年以降3年周期で、都道府県等から医療施設の異動状況(新設、廃止等)に関する情報を徴集する動態調査は、昭和48年以降毎月実施することとされた。

その後、平成21年4月には、新統計法(平成19年法律第53号)が全面施行されたことに伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計を作成するための基幹統計調査に位置付けられ、現在に至っている。

なお、前回の静態調査は、平成20年に実施されたところである。

## 2 申請の趣旨

医療をめぐる社会情勢や施策の動向、報告者負担等を踏まえ、主に静態調査において、調査事項の変更を行うほか、報告者負担軽減の観点から、静態調査において、調査方法を多様化する。

## 3 主な申請内容

### (1) 調査事項の変更

#### ア 調査事項の追加

##### (ア) 産科、小児・周産期医療に関連する調査事項の追加

産科、小児・周産期医療に係る施策の検討に要する資料を得るため、「助産師外来の有無」、「新生児治療回復室(GCU)の病床数及び取扱患者延べ人数」、「院内助産所の有無」等を静態調査の調査事項として追加する。

##### (イ) 医療安全に関連する調査事項の追加

医療安全に係る施策の検討に要する資料を得るため、「内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定状況」及び「院内感染防止対策の専任担当の有無及び人数」を静態調査の調査事項として追加する。

(ウ) その他の医療施策上の需要に応じた調査事項の追加

医師不足対策等の様々な施策の検討に要する資料を得るため、「医師事務作業補助者の有無及び人数」、「陰圧室の病床数及び取扱患者延べ人数」、「新人看護職員研修の状況」等を静態調査の調査事項として追加する。

イ 調査事項の削除

(ア) 行政記録情報等の活用による調査事項の削除

行政記録情報等を活用することにより、従来、静態調査で調査事項とされていた「療養病床（介護保険適用分）数」、「入院患者への薬剤管理指導の回数」、「地域医療支援病院、災害拠点病院等への該当の有無」、「健診・保健指導の実施状況」、「食道がん、胆嚢がん手術等の件数」等を削除する。

(イ) 引き続き把握する必要性が低い調査事項の削除

これまでの調査でおおむね実態が把握できており、上記アの調査事項の追加による報告者負担の増加を考慮した場合、引き続き調査する必要性が相対的に低いと考えられることから、従来、静態調査で調査事項とされていた「診療録管理専任従事者の有無及び人数」、「定期的な臨床病理学的症例検討会（CPC）の実施の有無」等を削除する。

(2) 調査方法の変更

静態調査においては、従来、調査票の配布及び回収を郵送のみで行っていたが、調査票の作成及び提出方法を多様化し、報告者負担を軽減させるため、静態調査のうち病院票において、政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査を導入する。

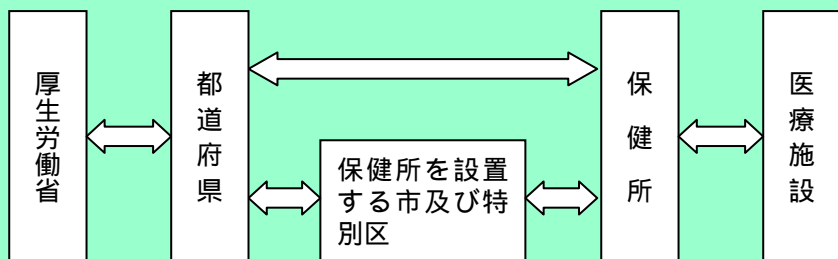
# 平成 23 年 医療施設調査の概要

## 調査の目的

医療施設（病院及び診療所）について、分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

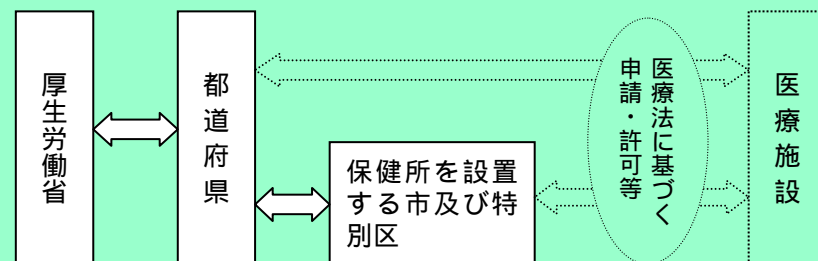
## 静態調査

- 【報告者】 医療施設（全数：約 17 万 9 千施設）
- 【周期】 3 年
- 【調査事項】 診療科目、設備、従事者数、許可病床数、診療・検査の実施状況等
- 【調査方法】 郵送又はオンライン（一部の調査票のみ）自計報告



## 動態調査

- 【報告者】 医療法に基づき医療施設に係る許可、届出の受理等を行った都道府県、保健所を設置する市及び特別区（全数）
- 【周期】 毎月
- 【調査事項】 開設や廃止等を行った医療施設に係る診療科目、従事者数、許可病床数等
- 【調査方法】 郵送又はオンライン自計報告



静態調査の結果に動態調査の結果を反映させることで、医療施設の最新の状況を把握

# 平成23年医療施設調査の主な改正内容

## 調査事項の見直し

### 追加事項

#### 1. 産科、小児・周産期医療に関連する調査事項の追加

- ◎ 病院に在籍する保育士数を追加〔病院票、一般診療所票〕
- ◎ 専門外来の設置状況に、助産師外来の有無を追加〔病院票、一般診療所票〕
- ◎ 特殊診療設備の状況に、新生児治療回復室（GCU）の病床数及び取扱患者延べ人数を追加〔病院票〕
- ◎ 分娩の取扱に、院内助産所の有無を追加〔病院票、一般診療所票〕

#### 2. 医療安全に関連する調査事項の追加

- ◎ 処方状況等に、内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定状況を追加〔病院票〕
- ◎ 医療安全体制に、院内感染防止対策の専任担当者の有無及び人数を追加〔病院票〕

#### 3. その他の政策ニーズに応じた調査事項の追加

- ◎ 医師事務作業補助者の有無及び人数を追加〔病院票〕
- ◎ 特殊診療設備の状況に、陰圧室の病床数及び取扱患者延べ人数を追加〔病院票〕
- ◎ 新人看護職員研修の状況を追加〔病院票〕
- ◎ インプラント手術の実施件数を追加〔歯科診療所票〕

## 削除事項

### 1. 行政記録情報等の活用による調査事項の削除

- ◎ 許可病床数から、療養病床（介護保険適用分）、回復期リハビリテーション病棟、認知症病棟、介護保険移行準備病棟等を削除〔病院票、一般診療所票〕
- ◎ 処方状況等から、入院患者への薬剤管理指導の回数を削除〔病院票〕
- ◎ 地域医療支援病院、災害拠点病院、開放型病院及び在宅療養支援病院への該当の有無を削除〔病院票〕
- ◎ 健診・保健指導の実施状況を削除〔病院票、一般診療所票〕
- ◎ 手術等の実施状況から、食道がん、胆嚢がん手術等の件数を削除〔病院票、一般診療所票〕

### 2. 引き続き把握する必要性が低い調査事項の削除

- ◎ 診療録管理専任従事者の有無及び人数を削除〔病院票〕
- ◎ 定期的な臨床病理学的症例検討会（CPC）の実施の有無を削除〔病院票〕
- ◎ 分娩の取扱状況から、居室型分娩室（LDR）の有無を削除〔病院票〕
- ◎ 手術等の実施状況から、歯周外科手術及び骨折・顎骨腫瘍手術等の実施の有無を削除〔歯科診療所票〕

## 調査方法の多様化

病院票において政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査を導入

# 医療施設調査結果の利用状況

## 医療行政等の施策への利用

施設数、病床数、診療科目別施設数は最も基礎的なデータとして利用されている。

### 1 医療提供体制関係

医療提供体制・医療計画等の見直しのための基礎資料（都道府県別医療施設数・病床数、都道府県別医療施設・病床数人口10万対）

「安心と希望の医療確保ビジョン」具体化に関する検討会資料： 「日本と欧米諸国の病院の国際比較について」

医療施設体系のあり方に関する検討会資料： 医療提供体制の現状

医師の需給に関する検討会資料： 医療施設調査の概況

### 2 診療報酬関係

診療報酬改定検討の際の基礎資料

医療保険制度の施策策定の基礎資料（データリンケージした医療費統計（医療費の動向）を利用）

### 3 その他

「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）： 施策に関する数値目標の新生児集中治療管理室（NICU）病床数

がん対策推進基本計画中間報告書（平成22年6月15日厚生労働省）： 緩和ケアチームを設置している医療機関数等

今後の精神保健医療福祉のあり方に関する検討会資料： 精神病床のみを有する病院における他の診療科の標ぼう状況

政策評価の指標

都道府県における保健統計年報等行政資料

## 他の統計調査の標本設計における利用

患者調査、社会医療診療行為別調査、医療経済実態調査等の調査の標本設計に当たり、母集団情報を提供

## 白書等における分析での利用

OECD (Health Data) への報告： 医療機器の設置状況等

厚生労働白書： 施設数・病床数等

「WHO西太平洋地域加盟保健状況調査」等



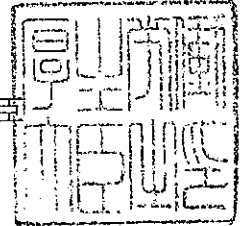


別添

厚生労働省発統1126第2号  
平成22年11月26日

総務大臣 殿

厚生労働大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づき承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

医療施設調査

主管部課	厚生労働省大臣官房統計情報部 人口動態・保健統計課保健統計室健康政策統計第一係
事務担当者	田中 正枝 電話 03 (5253) 1111 内線 7520 e-mail tanaka-masae@mhlw.go.jp



別紙

申請事項記載書

1 調査の名称  
医療施設調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
4 報告を求める者 (1) 数 ア 静態調査 【病院票】8,693 施設 【一般診療所票】101,199 施設 【歯科診療所票】68,965 施設	4 報告を求める者 (1) 数 ア 静態調査 【病院票】8,737 施設 【一般診療所票】101,104 施設 【歯科診療所票】68,789 施設	直近の数値に更新
5 報告を求める事項及びその 基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項(詳細 は調査票を参照)	5 報告を求める事項及びそ の基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項(詳細 は調査票を参照)	(別添調査票新旧対照表 のとおり)
ア 静態調査 (ア) 名称 (イ) 所在地 (ウ) 開設者 (エ) 診療科目 (オ) 設備 (カ) 従事者の数及びその勤務 の状況 (キ) 許可病床数 (ク) 社会保険診療の状況 (ケ) 救急病院・診療所の告示 の有無 (コ) 診療及び検査の実施の状 況 (サ) その他(ア)から(コ)	ア 静態調査 (ア) 名称 (イ) 所在地 (ウ) 開設者 (エ) 診療科目 (オ) 設備 (カ) 従事者の数及びその勤務 の状況 (キ) 許可病床数 (ク) 社会保険診療の状況 (ケ) 救急病院・診療所の告示 の有無 (コ) 診療及び検査の実施の状 況 (サ) その他(ア)から(コ)	

<p>に関連する事項 (別添調査票新旧対照表のとおり変更を行う。)</p> <p>イ 動態調査 (ア) 開設の場合 名称 開設年月日 所在地 開設者 診療科目 許可病床数 従事者数 社会保険診療の状況 その他 から に関連する事項</p> <p>(イ) 変更の場合 名称 変更年月日 診療科目 許可病床数 その他 から に関連する事項</p> <p>(ウ) 開設及び変更以外の場合 名称 処分等の年月日 処分等の種類 その他 から に関連する事項</p> <p>(診療科目の選択肢の表記を変更する。詳細は、別添調査票新旧対照表のとおり)</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (2) 調査方法</p>	<p>に関連する事項</p> <p>イ 動態調査 (ア) 開設の場合 名称 開設年月日 所在地 開設者 診療科目 許可病床数 従事者数 社会保険診療の状況 その他 から に関連する事項</p> <p>(イ) 変更の場合 名称 変更年月日 診療科目 許可病床数 その他 から に関連する事項</p> <p>(ウ) 開設及び変更以外の場合 名称 処分等の年月日 処分等の種類 その他 から に関連する事項</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (2) 調査方法</p>	<p>(別添調査票新旧対照表のとおり)</p> <p>静態調査の病院票において、政府統計共同利用システムを利用した提出も</p>
---	---	--

<p>ウ 上記ア及びイにおいて、紙媒体の調査票に代えて、電磁的記録媒体の郵送による提出も可能とする。また、<u>アにおける病院票については、郵送に代えて、政府統計共同利用システムによる提出も可能とし、イにおいては、郵送に代えて、電子情報処理組織（電子メール）による提出も可能とする。</u></p> <p>8 集計事項 別添の医療施設調査結果表一覧に掲げる事項とする。 (別添変更結果表一覧のとおり変更を行う。)</p>	<p>ウ 上記ア及びイにおいて、紙媒体の調査票に代えて、電磁的記録媒体の郵送による提出も可能とする。また、イにおいては、郵送に代えて、電子情報処理組織（電子メール）による提出も可能とする。</p> <p>8 集計事項 別添の医療施設調査結果表一覧に掲げる事項とする。</p>	<p>可能とするため変更</p> <p>(別添変更結果表一覧のとおり)</p>
--	---	---

## 調査計画（変更後）（案）

### 1 調査の名称

#### 医療施設調査

（この調査は、医療施設静態調査（以下「静態調査」という。）及び医療施設動態調査（以下「動態調査」という。）の2種類とする。）

### 2 調査の目的

この調査は、医療施設（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）に定める病院及び診療所（法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。以下同じ。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### （1）地域的範囲

全国

#### （2）属性的範囲

静態調査は、病院票（別紙様式第1号）、一般診療所票（別紙様式第2号）及び歯科診療所票（別紙様式第3号）により、動態調査は、動態調査票（別紙様式第4号）により行う。

#### ア 静態調査

【病院票】 病院

【一般診療所票】 一般診療所

【歯科診療所票】 歯科診療所

#### イ 動態調査

法、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）又は救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号。以下「省令」という。）に基づき、医療施設に関し、次に掲げる開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都道府県、保健所を設置する市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

#### （ア）開設

病院

令第4条の2第1項に基づく開設後の届出の受理

診療所

（一）法第8条に基づく開設の届出の受理

（二）令第4条の2第1項に基づく開設後の届出の受理

#### （イ）変更

病院

（一）規則第1条の14第1項第14号に掲げる事項について法第7条第2項に基づ

く変更の許可若しくは令第4条第1項に基づく変更の届出の受理又は規則第1条の14第1項第2号若しくは第4号に掲げる事項について令第4条第1項に基づく変更の届出の受理

(二) 法第4条第1項に基づく地域医療支援病院の承認又は法第29条第3項に基づく地域医療支援病院の承認の取消し

(三) 省令第2条に基づく告示

診療所

規則第1条の14第1項第14号に掲げる事項について法第7条第2項に基づく変更の許可若しくは令第4条第1項若しくは第3項に基づく変更の届出の受理、規則第1条の14第5項第3号に掲げる事項について法第7条第3項に基づく設置若しくは変更の許可若しくは令第4条第2項に基づく変更の届出の受理又は規則第1条の14第1項第2号に掲げる事項について令第4条第1項若しくは第3項に基づく変更の届出の受理

(ウ) 開設及び変更以外

病院

(一) 法第8条の2第2項に基づく休止若しくは再開の届出の受理若しくは法第9条第1項に基づく廃止の届出の受理又は同条第2項に基づく死亡若しくは失そうの届出の受理

(二) 法第29条第1項第2号から第4号までに該当する場合において同項に基づく開設許可の取消し

診療所

上記 に同じ。

#### 4 報告を求める者

(1) 数

ア 静態調査 【病院票】 8,693 施設  
【一般診療所票】 101,199 施設  
【歯科診療所票】 68,965 施設 (いずれも平成22年8月末現在)

イ 動態調査 都道府県 47  
保健所を設置する市 66  
特別区 23 (いずれも平成22年11月現在)

(2) 選定の方法 ( 全数 無作為抽出 有意抽出 )

ア 静態調査

静態調査は、医療施設基本ファイルに基づき、すべての医療施設について行う。

イ 動態調査

動態調査は、法、令、規則又は省令に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行ったすべての都道府県、保健所を設置する市及び特別区について行う。

(3) 報告義務者

ア 静態調査

医療施設の管理者

なお、調査票の提出方法については下記 6、調査票の提出期限については下記 7(2) のとおり。

イ 動態調査

都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長

なお、調査票の提出方法については下記 6、調査票の提出期限については下記 7(2) のとおり。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項(詳細は調査票を参照)

ア 静態調査

- (ア) 名称
- (イ) 所在地
- (ウ) 開設者
- (エ) 診療科目
- (オ) 設備
- (カ) 従事者の数及びその勤務の状況
- (キ) 許可病床数
- (ク) 社会保険診療の状況
- (ケ) 救急病院・診療所の告示の有無
- (コ) 診療及び検査の実施の状況
- (サ) その他(ア)から(コ)に関連する事項

イ 動態調査

(ア) 開設の場合

- 名称
- 開設年月日
- 所在地
- 開設者
- 診療科目
- 許可病床数
- 従事者数
- 社会保険診療の状況
- その他 から に関連する事項

(イ) 変更の場合

- 名称
- 変更年月日
- 診療科目
- 許可病床数
- その他 から に関連する事項

(ウ) 開設及び変更以外の場合

名称  
処分等の年月日  
処分等の種類  
その他 から に関連する事項

(2) 基準となる期日又は期間

ア 静態調査

調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間

イ 動態調査

毎月1日から月末

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア 静態調査

厚生労働省 ——— 都道府県 ————— 保健所 — 報告者(医療施設)  
└── 保健所を設置する市・特別区 ─┘

イ 動態調査

厚生労働省 ——— 報告者(都道府県)  
└── 報告者(保健所を設置する市・特別区)

(注) 国が開設者である医療施設については、厚生労働省で調査票を作成する。

(2) 調査方法

ア 静態調査( 調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他( ) )

(ア) 医療施設の管理者は、調査票に記入し、その医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。

(イ) 保健所長は、医療施設に対して調査票の配布及び調査の趣旨の徹底を図り、医療施設の管理者から受理した調査票についてはその内容を審査整理し、その保健所を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する。

(ウ) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、管轄区域内の保健所長から受理した調査票についてその内容を審査整理し、都道府県知事に提出する。

(エ) 都道府県知事は、管轄区域内の保健所長並びに保健所を設置する市の市長及び特別区の区長から提出された調査票を審査整理し、厚生労働大臣に提出する。

イ 動態調査( 調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他( ) )

(ア) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、管轄区域内の診療所について、法、令又は規則に基づき、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都度調査票に記入し、毎月1日から月末までの分を取りまとめ、都道府県知事に提出する。

(イ) 都道府県知事は、管轄区域内の医療施設について、法、令、規則又は省令に基づき、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都度調査票に記入し、毎月1日から月末までの分を取りまとめ、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長から提出された調査票とともに厚生労働大臣に提出する。



(ウ) 医療施設の開設者が国の場合は、上記(ア)及び(イ)の方法によらず、厚生労働大臣が調査票を作成する。

ウ 上記ア及びイにおいて、紙媒体の調査票に代えて、電磁的記録媒体の郵送による提出も可能とする。また、アにおける病院票については、郵送に代えて、政府統計共同利用システムによる提出も可能とし、イにおいては、郵送に代えて、電子情報処理組織(電子メール)による提出も可能とする。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

#### ア 静態調査

3年。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。

#### イ 動態調査

毎月

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

#### ア 静態調査

##### (ア) 調査票の配布

保健所長は、平成23年10月1日までに、医療施設に調査票を配布する。

##### (イ) 調査票の提出期限

医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。

保健所長は、提出された調査票を審査整理し、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、その保健所を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する。

保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、提出された調査票を審査整理し、都道府県知事が定める期限までに、都道府県知事に提出する。

都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、平成23年11月上旬までに厚生労働大臣に提出する(具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。 )。

#### イ 動態調査

(ア) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、都道府県知事が定める期限までに、調査票を都道府県知事に提出する。

(イ) 都道府県知事は、提出された調査票と自ら記入した調査票を取りまとめ、調査対象月の翌月20日までに、厚生労働大臣に提出する。

## 8 集計事項

別添の医療施設調査結果表一覧に掲げる事項とする。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表の方法

静態調査及び動態調査の結果は、インターネット及び印刷物（報告書）により公表する。

### (2) 公表の期日

静態調査の結果は、調査実施年翌年 10 月に、動態調査の結果は、調査対象月の翌々月下旬に公表する。

## 10 使用する統計基準

本調査では、産業、職業、疾病、傷害又は死因別の集計を行わないことから、日本標準産業分類、日本標準職業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類のいずれも使用しない。

## 11 調査情報の保存期間及び保存責任者

### (1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票： 1年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体： 永年

### (2) 保存責任者

厚生労働省大臣官房統計情報部長

平成23年に実施する医療施設調査  
結果表一覧（変更後）（案）

厚生労働省

平成23年に実施する医療施設調査 結果表一覧 (案)

【上巻掲載統計表】

<全国編>

年次推移

第 1 表	施設数・構成割合・人口10万対施設数, 年次・施設の種別
第 2 表	病床数・人口10万対病床数・1病床当たり人口, 年次・病床の種別
第 3 表	病院数, 年次・開設者別
第 4 表	一般診療所数, 年次・開設者別
第 5 表	歯科診療所数, 年次・開設者別
第 6 表	病院数・構成割合, 年次・病床規模・精神科病院—一般病院(再掲)別
第 7 表	一般病院数(重複計上), 年次・診療科目別
第 8 表	一般診療所数; 歯科診療所数(重複計上), 年次・診療科目別
第 9 表	一般診療所の従事者数, 年次・職種別
第 10 表	歯科診療所の従事者数, 年次・職種別

病院

病院数

第 11 表	病院数, 病院—病床の種類・開設者別
第 12 表	病院数, 病院—病床の種類・病床の規模別
第 13 表	病院数, 開設者・病院の種類・病床の規模別
第 14 表	病院数(重複計上), 特殊病床等の占める割合・開設者別
第 15 表	病院数(重複計上), 特殊病床等の占める割合・病床の規模別

病床数

第 16 表	病床数, 病院—病院の種類・開設者別
第 17 表	病床数, 病院—病院の種類・病床の規模別
第 18 表	病床数, 開設者・病院の種類・病床の規模別

診療科目

第 19 表	病院数(重複計上), 開設者・診療科目・精神科病院—一般病院別
第 20 表	病院数(重複計上), 病床の規模・診療科目・精神科病院—一般病院別

患者数

第 21 表	患者数, 精神科病院—一般病院(再掲)・開設者別
第 22 表	患者数, 精神科病院—一般病院(再掲)・病床の規模別
第 23 表	患者数, 精神科病院—一般病院・診療科目別
第 24 表	患者数, 救急告示—救急医療体制別

医師数

第 25 表	病院の医師数(常勤換算), 性・開設者・診療科目(主たる診療科目)別
第 26 表	病院の医師数(常勤換算), 性・病床の規模・診療科目(主たる診療科目)別

社会保険診療等

第 27 表	病院数, 社会保険診療等・開設者別
--------	-------------------

処方

第 28 表	病院数; 処方数, 院内—院外—院内外・精神科病院—一般病院(再掲)・開設者別
第 29 表	病院数; 処方数, 院内—院外—院内外・精神科病院—一般病院(再掲)・病床の規模別
第 30 表	病院数, 処方の状況・精神科病院—一般病院(再掲)・開設者別
第 31 表	病院数, 処方の状況・精神科病院—一般病院(再掲)・病床の規模別

承認等

第 32 表	病院数(重複計上), 承認等・精神科病院—一般病院(再掲)・開設者別
第 33 表	病院数(重複計上), 承認等・精神科病院—一般病院(再掲)・病床の規模別

臨床研修医

第 34 表	病院数, 臨床研修医の状況・一般病院(再掲)・開設者別
第 35 表	病院数, 臨床研修医の状況・一般病院(再掲)・病床の規模別

退院調整支援担当者

第 36 表	病院数, 退院調整支援担当者の状況・一般病院(再掲)・開設者別
第 37 表	病院数, 退院調整支援担当者の状況・一般病院(再掲)・病床の規模別

医師事務作業補助者

第 38 表	病院数, 医師事務作業補助者の状況・一般病院(再掲)・開設者別
第 39 表	病院数, 医師事務作業補助者の状況・一般病院(再掲)・病床の規模別

保育士

第 40 表	病院数, 病院に在籍する保育士の状況・一般病院(再掲)・開設者別
第 41 表	病院数, 病院に在籍する保育士の状況・一般病院(再掲)・病床の規模別

救急医療体制

第 42 表	病院数, 救急告示—救急医療体制・救急対応の可否別
第 43 表	病院数, 救急医療体制—救急告示・精神科病院—一般病院(再掲)・開設者別

第 44 表	病院数, 救急医療体制－救急告示・精神科病院－一般病院(再掲)・病床の規模別
第 45 表	病院数, 精神科救急医療体制－夜間救急対応の可否・精神科病院－一般病院(再掲)・開設者別
第 46 表	病院数, 精神科救急医療体制－夜間救急対応の可否・精神科病院－一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>専門外来</b>	
第 47 表	病院数(重複計上), 専門外来の設置状況・一般病院(再掲)・開設者別
第 48 表	病院数(重複計上), 専門外来の設置状況・一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>委託</b>	
第 49 表	病院数(重複計上), 委託・精神科病院－一般病院(再掲)・開設者別
第 50 表	病院数(重複計上), 委託・精神科病院－一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>表示診療時間</b>	
第 51 表	病院数(重複計上), 表示診療時間・精神科病院－一般病院(再掲)・開設者別
第 52 表	病院数(重複計上), 表示診療時間・精神科病院－一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>受動喫煙防止対策</b>	
第 53 表	病院数, 受動喫煙防止対策・精神科病院－一般病院(再掲)・開設者別
第 54 表	病院数, 受動喫煙防止対策・精神科病院－一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>職員のための院内保育サービス</b>	
第 55 表	病院数(重複計上), 職員のための院内保育サービスの状況・精神科病院－一般病院(再掲)・開設者別
第 56 表	病院数(重複計上), 職員のための院内保育サービスの状況・精神科病院－一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>診療情報管理</b>	
第 57 表	病院数(重複計上), オーダリングシステム－医用画像管理システム(PACS)・精神科病院－一般病院(再掲)・開設者別
第 58 表	病院数(重複計上), オーダリングシステム－医用画像管理システム(PACS)・精神科病院－一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>電子カルテシステム</b>	
第 59 表	病院数(重複計上), 電子カルテシステム・精神科病院－一般病院(再掲)・開設者別
第 60 表	病院数(重複計上), 電子カルテシステム・精神科病院－一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>遠隔医療システム</b>	
第 61 表	病院数(重複計上), 遠隔医療システム・一般病院(再掲)・開設者別
第 62 表	病院数(重複計上), 遠隔医療システム・一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>医療安全体制</b>	
第 63 表	病院数, 医療安全体制の責任者・一般病院(再掲)・開設者別
第 64 表	病院数, 医療安全体制の責任者・一般病院(再掲)・病床の規模別
第 65 表	病院数, 医療安全体制の状況・一般病院(再掲)・開設者別
第 66 表	病院数, 医療安全体制の状況・一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>在宅医療サービス</b>	
第 67 表	病院数(重複計上); 実施件数, 在宅医療サービス・精神科病院－一般病院(再掲)・開設者別
第 68 表	病院数(重複計上); 実施件数, 在宅医療サービス・精神科病院－一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>特殊診療設備</b>	
第 69 表	病院数(重複計上); 病床数; 取扱患者延数, 特殊診療設備・一般病院(再掲)・開設者別
第 70 表	病院数(重複計上); 病床数; 取扱患者延数, 特殊診療設備・一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>緩和ケア</b>	
第 71 表	病院数; 患者数, 緩和ケアの状況・一般病院(再掲)・開設者別
第 72 表	病院数; 患者数, 緩和ケアの状況・一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>検査等</b>	
第 73 表	病院数(重複計上); 患者数; 台数, 検査等・一般病院(再掲)・開設者別
第 74 表	病院数(重複計上); 患者数; 台数, 検査等・一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>手術等</b>	
第 75 表	病院数(重複計上); 実施件数, 手術等・一般病院(再掲)・開設者別
第 76 表	病院数(重複計上); 実施件数, 手術等・一般病院(再掲)・病床の規模別
第 77 表	病院数, 分娩の状況・一般病院(再掲)・開設者別
第 78 表	病院数, 分娩の状況・一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>放射線治療</b>	
第 79 表	病院数(重複計上); 患者数; 台数, 放射線治療・一般病院(再掲)・開設者別
第 80 表	病院数(重複計上); 患者数; 台数, 放射線治療・一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>歯科設備</b>	
第 81 表	病院数(重複計上), 歯科設備・一般病院(再掲)・開設者別
第 82 表	病院数(重複計上), 歯科設備・一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>剖検</b>	
第 83 表	病院数; 剖検数; 剖検率, 一般病院(再掲)・開設者別
第 84 表	病院数; 剖検数; 剖検率, 一般病院(再掲)・病床の規模別
<b>新人看護職員研修</b>	
第 85 表	病院数, 新人看護職員研修の状況・開設者別

第 86 表 病院数, 新人看護職員研修の状況・病床の規模別

#### 看護職員の勤務体制

第 87 表 病院数(重複計上), 勤務形態・病床の規模別

第 88 表 配置看護単位数, 勤務形態・時間帯・開設者別

第 89 表 配置看護単位数, 勤務形態・時間帯・病床の規模別

### 一般診療所

#### 一般診療所数・病床数

第 90 表 一般診療所数; 病床数, 病床の有無・病床の規模・開設者別

#### 診療科目

第 91 表 一般診療所数(重複計上), 開設者・診療科目・病床の有無別

第 92 表 一般診療所数, 開設者・診療科目(主たる診療科目)・病床の有無別

第 93 表 一般診療所数, 開設者・診療科目(単科)・病床の有無別

#### 患者数

第 94 表 一般診療所の患者数, 開設者別

第 95 表 一般診療所の患者数, 診療科目(主たる診療科目)・病床の有無別

#### 社会保険診療等

第 96 表 一般診療所数, 社会保険診療等・開設者別

#### 処方

第 97 表 一般診療所数; 処方数, 処方の状況・病床の有無・開設者別

#### 診療所の種類

第 98 表 一般診療所数, 診療所の種類・開設者別

#### 期間診療所等

第 99 表 一般診療所数(重複計上), 期間診療所等・開設者別

#### 退院調整支援担当者

第 100 表 一般診療所数(重複計上), 退院調整支援担当者の状況・開設者別

#### 救急医療体制

第 101 表 一般診療所数(重複計上), 救急医療体制・開設者別

第 102 表 一般診療所数, 夜間救急対応の可否・診療科目(主たる診療科目)別

第 103 表 一般診療所数, 夜間救急対応の可否・診療科目(単科)別

#### 委託

第 104 表 一般診療所数(重複計上), 委託・病床の有無・開設者別

#### 表示診療時間

第 105 表 一般診療所数(重複計上), 表示診療時間・開設者・診療所の種類(再掲)別

#### 専門外来

第 106 表 一般診療所数(重複計上), 専門外来の設置状況・病床の有無・開設者別

#### 受動喫煙防止対策

第 107 表 一般診療所数, 受動喫煙防止対策・病床の有無・開設者別

#### レセプト処理用コンピューター

第 108 表 一般診療所数, レセプト処理用コンピューター・病床の有無・開設者別

#### 電子カルテシステム

第 109 表 一般診療所数(重複計上), 電子カルテシステム・ 病床の有無・開設者別

#### 遠隔医療システム

第 110 表 一般診療所数(重複計上), 遠隔医療システム・診療科目(主たる診療科目)別

第 111 表 一般診療所数(重複計上), 遠隔医療システム・病床の有無・開設者別

#### 医療安全体制

第 112 表 一般診療所数, 医療安全体制の責任者・病床の有無・開設者別

#### 在宅医療サービス

第 113 表 一般診療所数(重複計上); 実施件数, 在宅医療サービス・開設者・病床の有無別

第 114 表 一般診療所数, 在宅療養支援診療所の届出状況・病床の有無・開設者別

#### 検査等

第 115 表 一般診療所数(重複計上); 患者数; 台数, 検査等・病床の有無・開設者別

#### 手術等

第 116 表 一般診療所数(重複計上); 実施件数, 手術等・病床の有無・開設者別

第 117 表 一般診療所数, 分娩の状況・開設者別

#### 放射線治療

第 118 表 一般診療所数(重複計上); 患者数; 台数, 放射線治療・病床の有無・開設者別

#### 従事者数

第 119 表 一般診療所の従事者数, 開設者・職種・病床の有無別

## 歯科診療所

### 歯科診療所数

第 120 表 歯科診療所数;病床数, 病床の有無・病床の規模・開設者別

### 診療科目

第 121 表 歯科診療所数(重複計上), 診療科目・開設者別

### 患者数

第 122 表 歯科診療所の患者数, 開設者別

### 社会保険診療等

第 123 表 歯科診療所数, 社会保険診療等・開設者別

### 処方数

第 124 表 歯科診療所数;処方数, 院内一院外一院内外・開設者別

### 保健事業

第 125 表 歯科診療所数(重複計上), 保健事業・開設者別

### 救急医療体制

第 126 表 歯科診療所数(重複計上), 救急医療体制・開設者別

### 表示診療時間

第 127 表 歯科診療所数(重複計上), 表示診療時間・開設者・救急医療体制(再掲)別

### 委託

第 128 表 歯科診療所数(重複計上), 委託・病床の有無・開設者別

### 受動喫煙防止対策

第 129 表 歯科診療所数, 受動喫煙防止対策・開設者別

### 電子カルテシステム, レセプト処理用コンピューター

第 130 表 歯科診療所数(重複計上), 電子カルテシステムーレセプト処理用コンピューター・開設者別

### 医療安全体制

第 131 表 歯科診療所数, 医療安全体制の責任者・開設者別

### 歯科設備, 歯科技工室

第 132 表 歯科診療所数(重複計上), 開設者・歯科設備別

第 133 表 歯科診療所数(重複計上), 歯科技工室・開設者別

### インプラント手術

第 134 表 歯科診療所数(重複計上), インプラント手術の実施状況・開設者別

### 在宅医療サービス

第 135 表 歯科診療所数(重複計上);実施件数, 在宅医療サービス・開設者別

### 従事者数

第 136 表 歯科診療所の従事者数, 開設者・職種別

## 休止・休診中

第 137 表 施設数, 休止・休診中(別掲)・開設者別

## 施設の動態状況

### (病院)

第 138 表 病院数;病床数, 開設一廃止一休止一再開・病床の種類・開設者別

第 139 表 病院数;病床数, 開設一廃止一休止一再開・病床の種類・病床の規模別

第 140 表 病院の変更増床数・減床数, 病床の種類・開設者別

第 141 表 病院の変更増床数・減床数, 病床の種類・病床の規模別

第 142 表 病院数, 病院の病床規模の変更状況・精神科病院一一般病院(再掲)別

### (一般診療所)

第 143 表 一般診療所数;病床数, 開設一廃止一休止一再開・療養病床を有する一般診療所(再掲)・開設者別

第 144 表 一般診療所の変更増床数・減床数, 療養病床を有する一般診療所(再掲)・開設者別

第 145 表 一般診療所の変更増床数・減床数, 療養病床を有する一般診療所(再掲)・病床の規模別

### (歯科診療所)

第 146 表 歯科診療所数;病床数, 開設一廃止一休止一再開・開設者別

**【下巻掲載統計表】**

**< 都道府県編 >**

**年次推移**

- 第 1 表 病院数, 年次・都道府県別
- 第 2 表 一般診療所数, 年次・都道府県別
- 第 3 表 歯科診療所数, 年次・都道府県別
- 第 4 表 病院の病床数, 年次・都道府県別
- 第 5 表 一般診療所の病床数, 年次・都道府県別

**病院**

**病院数**

- 第 6 表 病院数, 病院－病床の種類・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 7 表 病院数, 開設者・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院(再掲)別
- 第 8 表 病院数, 病床の規模・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院(再掲)別
- 第 9 表 人口10万対病院数, 病院－病床の種類・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

**病床数**

- 第 10 表 病床数, 病床－病院の種類・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 11 表 病床数, 開設者・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院(再掲)別
- 第 12 表 病床数, 病床の規模・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院(再掲)別
- 第 13 表 人口10万対病床数, 病床－病院の種類・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

**診療科目**

- 第 14 表 病院数(重複計上), 診療科目・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別

**患者数**

- 第 15 表 病院の患者数, 精神科病院－一般病院(再掲)・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

**医師数**

- 第 16 表 病院の医師数(常勤換算), 性・診療科目(主たる診療科目)・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

**社会保険診療等**

- 第 17 表 病院数, 社会保険診療等・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

**救急医療体制**

- 第 18 表 病院数, 救急告示－救急医療体制・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 19 表 病院数, 精神科救急医療体制－夜間救急対応の可否・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

**専門外来**

- 第 20 表 病院数(重複計上), 専門外来の設置状況・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院(再掲)別

**受動喫煙防止対策**

- 第 21 表 病院数, 受動喫煙防止対策・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院(再掲)別

**職員のための院内保育サービス**

- 第 22 表 病院数(重複計上), 精神科病院－一般病院(再掲)・職員のための院内保育サービスの状況・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

**医療安全体制**

- 第 23 表 病院数, 医療安全体制の責任者・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院(再掲)別
- 第 24 表 病院数, 医療安全体制の状況・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院(再掲)別

**特殊診療設備**

- 第 25 表 病院数(重複計上); 病床数; 取扱患者延数, 特殊診療設備・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別

**緩和ケア**

- 第 26 表 病院数, 緩和ケアの状況・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別

**検査等**

- 第 27 表 病院数(重複計上); 患者数; 台数, 検査等・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別

**手術等**

- 第 28 表 病院数(重複計上); 実施件数, 手術等・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
- 第 29 表 病院数, 分娩の状況・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

**一般診療所**

**一般診療所数**

- 第 30 表 一般診療所数, 開設者・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
- 第 31 表 一般診療所数, 病床の有無・病床の規模・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 32 表 人口10万対一般診療所数, 開設者・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

**病床数**

- 第 33 表 一般診療所の病床数, 開設者・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・療養病床(再掲)別
- 第 34 表 人口10万対一般診療所の病床数, 開設者・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・療養病床(再掲)別



## 診療科目

- 第 35 表 一般診療所数(重複計上), 診療科目・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別  
第 36 表 一般診療所数, 診療科目(主たる診療科目)・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別  
第 37 表 一般診療所数, 診療科目(単科)・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

## 患者数

- 第 38 表 一般診療所の患者数, 都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

## 社会保険診療等

- 第 39 表 一般診療所数, 社会保険診療等・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

## 診療所の種類

- 第 40 表 一般診療所数, 診療所の種類・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

## 救急医療体制

- 第 41 表 一般診療所数(重複計上), 救急医療体制・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

## 専門外来

- 第 42 表 一般診療所数(重複計上), 専門外来の設置状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

## 受動喫煙防止対策

- 第 43 表 一般診療所数, 受動喫煙防止対策・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

## 検査等

- 第 44 表 一般診療所数(重複計上); 患者数; 台数, 検査等・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

## 手術等

- 第 45 表 一般診療所数(重複計上); 実施件数, 手術等・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別  
第 46 表 一般診療所数, 分娩の状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

## 従事者数

- 第 47 表 一般診療所の従事者数, 職種・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

## 歯科診療所

### 歯科診療所数

- 第 48 表 歯科診療所数, 開設者・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別  
第 49 表 人口10万対歯科診療所数, 開設者・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

### 病床数

- 第 50 表 歯科診療所の病床数, 開設者・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

### 診療科目

- 第 51 表 歯科診療所数(重複計上), 診療科目・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

### 患者数

- 第 52 表 歯科診療所の患者数, 都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

### 社会保険診療等

- 第 53 表 歯科診療所数, 社会保険診療等・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

### 受動喫煙防止対策

- 第 54 表 歯科診療所数, 受動喫煙防止対策・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

### インプラント手術

- 第 55 表 歯科診療所数(重複計上), インプラント手術の実施状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

### 従事者数

- 第 56 表 歯科診療所の従事者数, 職種・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

## 休止・休診中

- 第 57 表 施設数, 休止・休診中(別掲)・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

## 施設の動態状況

- 第 58 表 病院数; 病床数, 開設—廃止—休止—再開・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の種類別  
第 59 表 病院の変更増床数・減床数, 病床の種類・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別  
第 60 表 一般診療所数; 病床数, 開設—廃止—休止—再開・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・療養病床を有する一般診療所(再掲)別  
第 61 表 歯科診療所数; 病床数, 開設—廃止—休止—再開・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

**【閲覧公表】**

**二次医療圏・市区町村別**

- 第 1 表 病院数;病床数, 病院一病床の種類・二次医療圏・市区町村別
- 第 2 表 一般診療所数;歯科診療所数・病床数, 病床の有無・二次医療圏・市区町村別
- 第 3 表 病院の医師数(常勤換算), 診療科目・性・二次医療圏別
- 第 4 表 病院の患者数, 二次医療圏・救急告示一救急医療体制別
- 第 5 表 一般診療所数・外来患者延数, 診療科目(主たる診療科目)・二次医療圏別
- 第 6 表 一般診療所数・外来患者延数, 診療科目(単科)・二次医療圏別
- 第 7 表 一般診療所数(重複計上), 診療所の種類一期間診療所等・二次医療圏別
- 第 8 表 歯科診療所数(重複計上), 保健事業・二次医療圏別
- 第 9 表 病院数(重複計上), 救急医療体制一救急告示・二次医療圏別
- 第 10 表 病院数, 夜間救急対応の可否・二次医療圏別
- 第 11 表 一般診療所数(重複計上), 救急医療体制・二次医療圏別
- 第 12 表 歯科診療所数(重複計上), 救急医療体制・二次医療圏別
- 第 13 表 病院数(重複計上), 表示診療時間・二次医療圏別
- 第 14 表 一般診療所数(重複計上), 表示診療時間・二次医療圏別
- 第 15 表 歯科診療所数(重複計上), 表示診療時間・二次医療圏別
- 第 16 表 病院数(重複計上), 電子カルテシステム・二次医療圏別
- 第 17 表 一般診療所数, レセプト処理用コンピューター・病床の有無・二次医療圏別
- 第 18 表 歯科診療所数, 電子カルテシステム一レセプト処理用コンピューター・二次医療圏別
- 第 19 表 病院数(重複計上);実施件数, 在宅医療サービス・二次医療圏別
- 第 20 表 一般診療所数(重複計上);実施件数, 在宅医療サービス・二次医療圏別
- 第 21 表 一般診療所数, 在宅療養支援診療所の届出状況・二次医療圏別
- 第 22 表 歯科診療所数(重複計上);実施件数, 在宅医療サービス・二次医療圏別
- 第 23 表 病院数(重複計上);病床数;取扱患者延数, 特殊診療設備・二次医療圏別
- 第 24 表 病院数(重複計上);病床数;患者数, 緩和ケアの状況・二次医療圏別
- 第 25 表 病院数(重複計上);患者数;台数, 検査等・二次医療圏別
- 第 26 表 一般診療所数(重複計上);患者数;台数, 検査等・二次医療圏別
- 第 27 表 病院数(重複計上);実施件数, 手術等・二次医療圏別
- 第 28 表 一般診療所数(重複計上);実施件数, 手術等・二次医療圏別
- 第 29 表 病院数, 分娩の状況・二次医療圏別
- 第 30 表 一般診療所数, 分娩の状況・二次医療圏別
- 第 31 表 病院数(重複計上);患者数;台数, 放射線治療・二次医療圏別
- 第 32 表 一般診療所の従事者数(常勤換算), 職種・二次医療圏別
- 第 33 表 歯科診療所の従事者数(常勤換算), 職種・二次医療圏別

**都道府県別**

- 第 34 表 病院数, 病院一病床の種類・開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 35 表 病院数, 病院一病床の種類・病床の規模・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 36 表 病床数, 病床一病院の種類・開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 37 表 病床数, 病床一病院の種類・病床の規模・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 38 表 一般病院数, 診療科目(単科)・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 39 表 病院数(重複計上), 9月中に休診していた診療科目・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院一一般病院別
- 第 40 表 病院数(重複計上), 特定の曜日のみ開設している科目・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院一一般病院別
- 第 41 表 病院数;処方数, 処方の状況・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院一一般病院(再掲)別
- 第 42 表 病院数(重複計上), 承認等・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院一一般病院(再掲)別
- 第 43 表 病院数, 臨床研修医の状況・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
- 第 44 表 病院数, 退院調整支援担当者の状況・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 45 表 病院数, 医師事務作業補助者の状況・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 46 表 病院数, 病院に在籍する保育士の状況, 都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 47 表 初期(初期救急医療体制)の一般病院数(重複計上), 診療科目・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 48 表 二次(入院を要する救急医療体制)の一般病院数(重複計上), 診療科目・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 49 表 三次(救命救急センター)の一般病院数(重複計上), 診療科目・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 50 表 二次(入院を要する救急医療体制)の一般病院数;病床数;台数, 特殊診療設備・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 51 表 三次(救命救急センター)の一般病院数;病床数;台数, 特殊診療設備・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 52 表 病院数(重複計上), 表示診療時間・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院一一般病院(再掲)別
- 第 53 表 病院数(重複計上), 18時以降の表示診療時間・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
- 第 54 表 病院数(重複計上), 委託・都道府県一指定都市・特別区一中核市(再掲)・精神科病院一一般病院(再掲)別

第 55 表	病院数(重複計上), オーダリングシステムー医用画像情報システム・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院ー一般病院(再掲)別
第 56 表	病院数(重複計上), 電子カルテシステム・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院ー一般病院(再掲)別
第 57 表	病院数(重複計上), 遠隔医療システム・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
第 58 表	病院数(重複計上); 実施件数, 在宅医療サービス・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院ー一般病院(再掲)別
第 59 表	病院数(重複計上); 患者数; 台数, 放射線治療・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
第 60 表	病院数(重複計上), 歯科設備・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
第 61 表	病院数; 剖検数; 剖検率, 都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
第 62 表	病院数, 新人看護職員研修の状況・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
第 63 表	病院数(重複計上), 勤務形態・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
第 64 表	配置看護単位数, 勤務形態・時間帯・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲), 一般病院(再掲)別
第 65 表	一般診療所数; 病床数, 病床の有無・病床の規模・開設者・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 66 表	一般診療所数; 処方数, 処方の状況・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
第 67 表	一般診療所数(重複計上), 期間診療所等・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 68 表	一般診療所数, 退院調整支援担当者の状況・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 69 表	一般診療所数(重複計上), 表示診療時間・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 70 表	一般診療所数(重複計上), 18時以降の表示診療時間・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 71 表	一般診療所数(重複計上), 委託・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 72 表	一般診療所数, レセプト処理用コンピューター・病床の有無・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 73 表	一般診療所数(重複計上), 電子カルテシステム・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
第 74 表	一般診療所数(重複計上), 遠隔医療システム・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 75 表	一般診療所数, 医療安全体制の責任者・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 76 表	一般診療所数(重複計上); 実施件数, 在宅医療サービス・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
第 77 表	一般診療所数, 在宅療養支援診療所の届出状況・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 78 表	一般診療所数(重複計上); 患者数; 台数, 放射線治療・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
第 79 表	一般診療所数(重複計上), 歯科設備・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 80 表	一般診療所の看護職従事者数(実人員), 職種・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
第 81 表	有床一般診療所数, 社会保険診療等・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 82 表	有床一般診療所数, 診療所の種類・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 83 表	有床一般診療所数(重複計上); 実施件数, 在宅医療サービス・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 84 表	有床一般診療所数(重複計上), 委託・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 85 表	歯科診療所数; 処方数, 院内ー院外ー院内外・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 86 表	歯科診療所数(重複計上), 保健事業・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 87 表	歯科診療所数(重複計上), 救急医療体制・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 88 表	歯科診療所数(重複計上), 表示診療時間・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 89 表	歯科診療所数(重複計上), 18時以降の表示診療時間・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 90 表	歯科診療所数(重複計上), 委託・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 91 表	歯科診療所数(重複計上), 電子カルテシステムーレセプト処理用コンピューター・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 92 表	歯科診療所数, 医療安全体制の責任者・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 93 表	歯科診療所数(重複計上), 歯科設備・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 94 表	歯科診療所数(重複計上), 歯科技工室・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 95 表	歯科診療所数(重複計上); 実施件数, 在宅医療サービス・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 96 表	歯科診療所の看護職従事者数(実人員), 職種・都道府県ー指定都市・特別区・中核市(再掲)別

## その他

第 97 表	病院数(重複計上), 開設者・9月中に休診していた診療科目・精神科病院ー一般病院別
第 98 表	病院数(重複計上), 病床の規模・9月中に休診していた診療科目・精神科病院ー一般病院別
第 99 表	病院数(重複計上), 開設者・特定の曜日のみ開設している科目・精神科病院ー一般病院別
第 100 表	病院数(重複計上), 病床の規模・特定の曜日のみ開設している科目・精神科病院ー一般病院別
第 101 表	病院数, 社会保険診療等・一般病院(再掲)・病床の規模別
第 102 表	病院数(重複計上), 通常の1週間の表示診療時間・18時以降の表示診療時間階級別
第 103 表	病院数(重複計上), 勤務形態・開設者別
第 104 表	一般病院数, 開設者・診療科目(単科)別
第 105 表	一般病院数, 病床の規模・診療科目(単科)別
第 106 表	一般診療所数(重複計上), 通常の1週間の表示診療時間階級・18時以降の表示診療時間階級別
第 107 表	在宅療養支援診療所数, 連携保険医療機関等の数・病床の有無・受け持つ在宅療養患者数階級別
第 108 表	一般診療所数(重複計上), 歯科設備・開設者別
第 109 表	歯科診療所数(重複計上), 通常の1週間の表示診療時間階級・18時以降の表示診療時間階級別
第 110 表	歯科診療所数, 開設者・歯科診療台の規模別

## 施設の動態状況

第 111 表	病院数;病床数,月・病床の種類・開設者・開設－廃止－休止－再開別
第 112 表	病院数;病床数,月・病床の種類・病床の規模・開設－廃止－休止－再開別
第 113 表	病院数;病床数,月・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・開設－廃止－休止－再開別
第 114 表	病院数(重複計上),診療科目・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・開設－廃止－休止－再開別
第 115 表	病院の変更増床数・減床数,月・病床の種類・開設者別
第 116 表	病院の変更増床数・減床数,月・病床の種類・病床規模別
第 117 表	病院の変更増床数・減床数,月・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 118 表	一般診療所数;病床数,月・療養病床を有する一般診療所(再掲)・開設者・開設－廃止－休止－再開別
第 119 表	一般診療所数;病床数,月・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・開設－廃止－休止－再開別
第 120 表	歯科診療所数;病床数,月・開設者・開設－廃止－休止－再開別
第 121 表	歯科診療所数;病床数,月・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・開設－廃止－休止－再開別

# 平成23年に実施する 医療施設調査 調査票(変更後) (案)

- |       |                |
|-------|----------------|
| 様式第1号 | 医療施設静態調査病院票    |
| 様式第2号 | 医療施設静態調査一般診療所票 |
| 様式第3号 | 医療施設静態調査歯科診療所票 |
| 様式第4号 | 医療施設動態調査票      |

厚生労働省



統計法に基づく  
基幹統計調査

# 医療施設静態調査

## 病院票(案)

厚生労働省

(平成23年10月1日現在)

※ 整理番号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 保健所 符号					
----------------	--	--	--	--	--

※ 市区町村 符号					
-----------------	--	--	--	--	--

注:※印の箇所は、記入しないでください。

(1) 施設の所在地	〒		TEL		
(2) 施設名					
					(3) 止・休診の状況
					休止中
					2 1年以 休診中 3 1年 満休診中

(4) 開設者 01~28のあてはまるものひとつに *の開設者のうち、医療機関は29にも	(8) 診療科目 あてはまるものすべてに 標ぼうしている科目と、9月中休診して いた科目、特定の曜日のみ開設してい る科目に、をつけてください。				(9) 患者数 9月中の 外来患者延数		9/30の 在院患者数		(10) 科目別医 数(常 四捨五入、1人の医 ある場合には、主たる診 算) 小数点以下第 二に、該当する診療科目 計上してください。			
	標 ぼう う	9 月 中 の 休 診 日	特 定の 曜 日					男性医師	女性医			
01 厚生労働省	01	01	01	内科	人	人			人		人	
02 独立行政法人国立病院機構	02	02	02	呼吸器内科	人	人			人		人	
03 国立大学法人*	03	03	03	循環器内科	人	人			人		人	
04 独立行政法人労働者健康福祉機構	04	04	04	消化器内科(胃腸内科)	人	人			人		人	
05 国立高度専門医療研究センター	05	05	05	腎臓内科	人	人			人		人	
06 その他	06	06	06	神経内科	人	人			人		人	
07 都道府県*	07	07	07	糖尿病内科(代謝内科)	人	人			人		人	
08 市町村*	08	08	08	血液内科	人	人			人		人	
09 地方独立行政法人*	09	09	09	皮膚科	人	人			人		人	
10 日赤	10	10	10	アレルギー科	人	人			人		人	
11 済生会	11	11	11	リウマチ	人	人			人		人	
12 北海道社会事業協会	12	12	12	感染症科	人	人			人		人	
13 厚生連	13	13	13	小児科	人	人			人		人	
14 国民健康保険団体連合会	14	14	14	精神科	人	人			人		人	
15 全国社会保険協会連合会	15	15	15	心療内科	人	人			人		人	
16 厚生年金事業振興団	16	16	16	外科	人	人			人		人	
17 船員保険会	17	17	17	器外科	人	人			人		人	
18 健康保険組合及びその連合会	18	18	8	心臓血管	人	人			人		人	
19 共済組合及びその連合会	19	19	19	乳腺外科	人	人			人		人	
20 国民健康保険組合	20	20	20	管食道外科	人	人			人		人	
21 公益法人	21	21	21	消化 外科(胃腸外科)	人	人			人		人	
22 医療法人	22	22	22	泌尿器科	人	人			人		人	
23 私立学校法人*	23	23	23	肛門外科	人	人			人		人	
24 社会福祉法人	24	24	24	脳神経外科	人	人			人		人	
25 医療生協	25	25	25	整形外科	人	人			人		人	
26 会社	26	26	26	形成外科	人	人			人		人	
27 その他の法人	27	27	27	美容外科	人	人			人		人	
28 個人	28	28	28	眼科	人	人			人		人	
29 医療機関(再掲)	29	29	29	耳鼻いんこう科	人	人			人		人	
(許可病 数)	30	30	30	小児外科	人	人			人		人	
精神病床	31	31	31	産婦人科	人	人			人		人	
感染症病床	32	32	32	産科	人	人			人		人	
結核病床	33	33	33	婦人科	人	人			人		人	
療養病床	34	34	34	リハビリテーション科	人	人			人		人	
一般病床	35	35	35	放射線科	人	人			人		人	
合計	36	36	36	麻酔科	人	人			人		人	
(6) 社会保険診療等の状況 いずれかに	37	37	37	病理診断科	人	人			人		人	
1 保険医療機関	38	38	38	臨床検査科	人	人			人		人	
2 自由診療のみ	39	39	39	救急科	人	人			人		人	
(7) 救急告示の有無	40	40	40	歯科	人	人			人		人	
1 有	41	41	41	矯正歯科	人	人			人		人	
2 無	42	42	42	小児歯科	人	人			人		人	
	43	43	43	歯科口腔外科	人	人			人		人	

<b>(11) 9月中の外来患者</b>				<b>(18) 専門外来の設置</b> <b>あてはまるものすべてに</b>						
初診の患者の数				人	<b>1 禁煙外来</b>  <b>2 助産師外来</b>					
診療時間外に受診した患者の延数				人						
診療時間外に受診した患者のうち、緊急入院した患者の延数(再掲)				人						
診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)				人						
<b>(12) 処方状況等</b> <b>9月中の実施状況</b>				<b>(19) 委託の状況</b>						
				<b>あてはまるものひとつに</b>						
外来患者への処方数(9月中の延回数)	院内処方数		回	給食(患者用)	1	2	3	4	5	
	院外処方せん交付数		回	滅菌(治療用具)	1		3		5	
医療用麻薬の処方	1 有				保守点検業務(医療機器)	1		3	4	5
	2 無				検体検査	1	2		4	
内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定 <b>いずれかひとつに</b>				保守点検業務(医療ガス供給設備)	1		2		3	
1	1回量を処方の基本単位としている			清掃	1				3	
2	1日量を処方の基本単位としている			患者の搬送	1		2		3	
3	1回量と1日量の併記としている			<b>(20) 表示診療時間の状況</b>						
4	規定なし			通常 週間の診 時間						
<b>(13) 臨床研修医</b> <b>いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。</b>				は時間単位とし、0 59分の分単位は 時間とみなし記入してください。						
1	いる ( 人 )			示診療時間 通 診療している時間帯すべてに をつけてください。						
2	いない									
<b>(14) 退院調整支援担当者</b> <b>いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。</b>				曜 午前 午後 18時～19時 19時～20時 20時～21時 21時～22時 22時以降						
1	いる ( 人 ) *退院調整加算の施設基準を満たす 合のみ			日 1 2 3 4 5 6 7						
2	いない			火曜 1 2 3 4 5 6 7						
<b>(15) 医師事務作業補助者</b> <b>いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。</b>				水曜日 1 2 3 4 5 6 7						
1	いる ( 人 ) *医師事務作業補助体制加算の施設基準を満たさないう関わらず記入			木曜日 1 2 3 4 5 6 7						
2	いない			金曜日 1 2 3 4 5 6 7						
<b>(16) 病院に在籍する保育士</b> <b>いる場合は10月1日 換算数を記入してください。 数点以下 四捨五入</b>				土曜日 1 2 3 4 5 6 7						
1	いる → 保育士数(常勤換算) 人			日曜日 1 2 3 4 5 6 7						
2	いない			休日 1 2 3 4 5 6 7						
<b>(17) 救急医療体制</b> <b>各項目について、いずれか 一つに</b>				<b>(21) 受動喫煙防止対策の状況</b> <b>いずれかひとつに</b>						
救急医療体制				<b>1 敷地内を全面禁煙としている</b> <b>2 施設内を全面禁煙としている</b> <b>3 喫煙場所を設置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している</b> <b>4 その他(1～3以外の措置を講じている)</b> <b>5 何ら措置を講じていない</b>						
救急医療体制				<b>(22) 職員のための院内保育サービスの状況</b>						
救急医療体制				<b>各項目についてあてはまるものすべてに</b>						
救急医療体制				<b>1 院内の施設を利用</b> → 夜間保育 <b>1 有</b> <b>2 院外の施設を利用</b> → 病児保育 <b>2 無</b> <b>3 していない</b> → 施設の利用者 <b>1 有</b> <b>2 無</b> <b>3 していない</b> → <b>1 自施設の医師・歯科医師</b> <b>2 自施設の看護師・准看護師</b> <b>3 その他の自施設の職員</b> <b>4 併設施設の職員</b> <b>5 その他</b>						
間(深夜も含む)救急の可否										
内科				1 2 3 4						
小児科				1 2 3 4						
外科				1 2 3 4						
脳神経外				1 2 3 4						
産科				1 2 3 4						
多発外傷への対応				1 2 3 4						
精神科救急医療体制				<b>1 体制あり</b> <b>2 体制なし</b>						
夜間(深夜も含む)救急対応の可否				ほぼ毎日可能 週3～5日可能 週1～2日可能 ほとんど不可能						
精神科				1 2 3 4						

<b>(23) 診療情報管理の状況</b>		<b>(27) 在宅医療サービスの実施状況</b> 併設施設によるサービスを除く 実施の有無に つき、9月中の件数を記入してください。	
オーダリングシステムの導入状況 導入しているもの全てに	医用画像管理システム(PACS)の 導入状況	医療保険等による在宅サービス	1 実施している      2 実施していない
1 検査 2 放射線 3 薬剤 4 栄養 5 導入していない	1 有 ↳ フィルムレス運用 ┌ 1 完全実施 └ 2 一部実施 2 無	往診	01 件
		在宅患者訪問診療	02 件
		歯科訪問診療	03 件
		救急搬送診療	04 件
		在宅患者訪問看護・指導	件
		精神科在宅患者訪問看護・指導	06 件
		在宅患者訪問リハビリテーション指導管	07 件
		訪問看護ステーションへの指示書の交付	08 件
		在宅看取り	件
<b>(24) 電子カルテシステムの導入状況</b>		介護保険による在宅サービス	1 実施している      2 実施してい
1 医療機関全体として導入している	活用状況の範囲	居宅療養管理指導(介護予防サービスを含む)	件
2 医療機関内の一部に導入している	1 自施設内 2 患者へ情報提供 3 他の医療機関等と連携	訪問看護(介護予防サービスを含む)	11 件
3 具体的な導入予定がある	導入予定時期	訪問リハビリテ ン(介護予防サービスを含む)	12 件
4 導入予定なし	1 平成23年度 2 平成24年度 3 平成25年度 4 平成26年度以降	<b>(28) 特殊診療設備</b>	
		病 数	9月中の取扱 患者延数
		06はそれぞれ 療報酬上の施 は要件を満たすもののみ記入	
		CU(特定集中治 室)	01 床 人
		(脳卒中 治療室)	02 床 人
		MFI 体・胎児集中治療室)	03 床 人
		無菌治療 手術室(は除く)	04 床 人
		放射線治療病	05 床 人
		来化学療法室	06 床 人
		07は 生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たすものに加え、 総合周産期特定集中治療室管理料の施設基準を満たすものを含む。	
		NICU(新生児特定集中治療室)	07 床 人
		08～11は診療報酬上の施設基準又は要件を満たす満たさないに関わらず記入	
		CCU(心臓内科系集中治療室)	08 床 人
		GCU(新生児治療回復室)	09 床 人
		PICU(小児集中治療室)	10 床 人
		陰圧室	11 床 人
<b>(25) 遠隔医療システムの導入状況</b> 10月1日現在の数を記入してください		<b>(29) 緩和ケアの状況</b> 施設基準を満たしていないものを含む。	
遠隔画像診断	1 有 → 受信 依頼元施設数 ( 施設 ) 2 無 → 送信 依頼先施設数 ( 施設 )	緩和ケア病棟	
遠隔病理診断	1 有 → 受信 依頼元施設数 ( 施設 ) 2 無 → 送信 依頼先施設数 ( 施設 )	1 有 ↳ 病床数 ( 床 ) 9月中の取扱患者延数 ( 人 ) 2 無	
遠隔在宅療養支援	1 有 → 受信 依頼元 者数 人 2 無	緩和ケアチーム	
		1 有 ↳ 9月中の患者数 ( 人 ) (再掲)新規依頼患者数 ( 人 ) 2 無	
<b>(26) 医療安全体制</b> 各項目について、あてはまるもの つに			
	責 任		
	医師 歯医 薬剤師 看護 診療 臨床検査師 臨床工学技士 その他 配置していない		
医療安全体制(全般)	1 2 5 6 7 8 9		
院内感染防	1 2 4 5 6 7 8 9		
医療 器安全管理	1 2 3 4 5 6 7		
医 品安全管理	2 3 4		
内感染防止 の専任担 者の状況 る ( 人 ) 2 いない			
院内感染防 対策の めの施設内回診の頻度 1 ほぼ毎日 2 週1回以上 3 月2～3回程度 4 月1回程度 5 月1回未満			
医療機器安全体制の保守計画の管理 保守計画の策定 1 一括管理 2 病棟・部門ごと 3 その他 保守計画の実施 1 一括管理 2 病棟・部門ごと 3 その他			
患者相談担当者の配置の有無 1 有 2 無			



(30)検査等の実施状況		9月中の患者数	装置の台数	(33)歯科設備 保有しているものすべてに				
* 患者数には手術に伴うものを含む。				1	歯科診療台 ( 台 )	6	ポータブル歯科ユニット	
骨塩定量測定	01		人	2	デンタルX線装置(アナログ)	7	オートクレーブ	
気管支内視鏡検査 *	02		人	3	デンタルX線装置(デジタル)	8	吸入鎮静装置	
上部消化管内視鏡検査 *	03		人	4	パノラマX線装置(アナログ)			
大腸内視鏡検査 *	04		人	5	パノラマX線装置(デジタル)			
血管連続撮影	05		人	(34)剖検				
DSA(再掲)	06		人	剖検の有無				
循環器DR(再掲)	07		人	1	している	9月中の剖検 ( 件 )		
マンモグラフィ	08		人	2	していない			
RI検査(シンチグラム)	09		人	9月中の死亡数 ( 人 )				
SPECT(再掲)	10		人	剖検をしていない場合も、9月中の死亡数を記 述 する。				
PET	PET	11	人	(35)新人看護職員研修の状況				
PETCT	12		人	1 新人看護職員がいる				
CT	マルチスライスCT	13	人	1 新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修 実施している				
その他のCT	14		人	2 新人 看護職員研修ガイドラインに沿わない研修を実施している				
MRI	1.5テスラ以上	15	人	3 新人看護 員研修を実施していない				
1.5テスラ未満	16		人	2 新人 がいない				
3D画像処理	17		人	(36) 棟における 職員の勤務 制				
冠動脈CT・心臓MRI(再掲)	18		人	施設内すべての病 棟における看護 師、准 看護師の勤務体制を記入 する施設においては、合算した数を記入してください。				
(31)手術等の実施状況		9月中の実施件数						
全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01		件	三交代制	時間帯 (シフト)	配置人数 (看護師・准看護師)	看護単位数	
内視鏡下消化管手術	02		件		準夜勤	1人配置		
悪性腫瘍手術	03		件			深夜勤	2人配置	
部 位	肺(再掲)	04	件		夜勤		3人以上配置	
	胃(再掲)	05	件			1人配置		
	肝臓(再掲)	06	件		2人配置			
	大腸(再掲)		件		3人以上配置			
	前立腺(再掲)	08			1人配置			
	乳房(再掲)	09			2人配置			
子宮(再掲)	10		件		3人以上配置			
人工透析 (人工透析装置の台数)	1		台	二交代制	夜勤	1人配置		
分娩(正常分娩を含む)			件	当直制・他	夜勤	2人配置		
帝王切開娩出術(再掲)	13		件			3人以上配置		
分娩の取	小数点以下第2位四捨五入			記入例 三交代の体制をとる病棟に、1看護単位(準夜勤 3人、深夜勤 2人)で看護している場合				
1 取り扱っている	担当医師 (常勤換算)		人	三交代制	時間帯 (シフト)	配置人数 (看護師・准看護師)	看護単位数	
2 扱っていない	担当助産師 (常勤換算)		人					
	内助産所の有無	1 有						
	2 無							
(32)放射線治療の実施状況		9月中の患者数	装置の台数					
患者数は、照射録の枚数又は、 伝票を元に記入してください。								
位置決め装置	X線シミュレーター	1	人	台	三交代制	準夜勤	1人配置	
	CTシミュレーター	2	人	台			2人配置	
放射線治療計画装置	3	人	台	3人以上配置			1	
放射線治療(体外照射)	4		人		深夜勤	1人配置		
リニアック・マイクロトン(再掲)	5		人	台		2人配置	1	
ガンナイフ・サイバーナイフ(再掲)	6		人	台	3人以上配置			
放射線治療(腔内・組織内照射)	7		人		記入者			
RALS(再掲)	8		人	台	(所 属)			
IMRT(強度変調照射)等の高精度照射	9	1 有	2 無		(氏 名)			
備 考								

ご協力ありがとうございました



統計法に基づく  
基幹統計調査

# 医療施設静態調査

## 一般診療所票(案)

厚生労働省

(平成23年10月1日現在)

※ 整理番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 保健所 符号																				
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 市区町村 符号																				
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注: ※印の箇所は、記入しないでください。

(1) 施設の所在地	〒 TEL																		(3) 止・休診の状況
(2) 施設名																			1 休止中
																			2 1年 上休診中
																			3 未滿休診中

(4) 開設者 あてはまるものひとつに										(8) 診療科目 あてはまるものすべてに																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>01 厚生労働省</li> <li>02 独立行政法人国立病院機構</li> <li>03 国立大学法人</li> <li>04 独立行政法人労働者健康福祉機構</li> <li>05 国立高度専門医療研究センター</li> <li>06 その他</li> <li>07 都道府県</li> <li>08 市町村</li> <li>09 地方独立行政法人</li> <li>10 日赤</li> <li>11 済生会</li> <li>12 北海道社会事業協会</li> <li>13 厚生連</li> <li>14 国民健康保険団体連合会</li> <li>15 全国社会保険協会連合会</li> <li>16 厚生年金事業振興団</li> <li>17 船員保険会</li> <li>18 健康保険組合及びその連合会</li> <li>19 共済組合及びその連合会</li> <li>20 国民健康保険組合</li> <li>21 公益法人</li> <li>22 医療法人</li> <li>23 私立学校法人</li> <li>24 社会福祉法人</li> <li>25</li> <li>2 会社</li> <li>その他の法人</li> <li>8 個人</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>01 内科</li> <li>02 呼吸器内科</li> <li>03 循環器内科</li> <li>04 消化器内科(胃 内科)</li> <li>05 科</li> <li>神経内</li> <li>07 糖尿病内 (代謝内科)</li> <li>08 血液内科</li> <li>09 皮膚</li> <li>10 ア ギー科</li> <li>ウマチ科</li> <li>12 感染症内科</li> <li>13 小児</li> <li>14 精神科</li> <li>15 心療内科</li> </ul>																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>17 呼吸器外科</li> <li>18 心臓血管外科</li> <li>19 乳腺外科</li> <li>20 気管食道外科</li> <li>21 消化器外科(胃腸外科)</li> <li>22 泌尿器科</li> <li>23 肛門外科</li> <li>24 脳神経外科</li> <li>25 整形外科</li> <li>26 形成外科</li> <li>27 美容外科</li> <li>28 眼科</li> <li>29 耳鼻いんこう科</li> <li>30 小児外科</li> <li>31 産婦人科</li> <li>32 産科</li> <li>33 婦人科</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>34 リハビリテーション科</li> <li>35 放射線科</li> <li>36 麻酔科</li> <li>37 病理診断科</li> <li>38 臨床検査科</li> <li>39 救急科</li> <li>40 歯科</li> <li>41 矯正歯科</li> <li>42 小児歯科</li> <li>43 歯科口腔外科</li> </ul>																		
<p>(5) 許可病床数</p> <table border="1"> <tr> <td>療養病床</td> <td></td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>一般病床</td> <td></td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>床</td> </tr> </table>										療養病床		床	一般病床		床	合計		床										
療養病床		床																										
一般病床		床																										
合計		床																										
(6) 社会保険診療等の状況 いずれかに																												
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 保険医療機関又は保険医</li> <li>2 自由診療のみ</li> </ul>																												
(7) 主たる診療科目																												
<p>二つ以上の科目を標ぼうしている場合、主たる診療科目の番号を「(8) 診療科目」からひとつ選んで記入してください。 記入例 <table border="1"><tr><td>0</td><td>1</td></tr></table></p>										0	1	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>																
0	1																											

(9) 診療状況				(16) 表示診療時間の状況									
9月30日の在院患者数				人	通常の1週間の診療時間								
9月中に新たに入院した患者数				人	合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。								
9月中の退院患者数				人	表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに をつけてください。								
9月中の外来患者延数				人	曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降	
初診の患者の数(再掲)				人	月曜日	1	2	3	4	5	6	7	
診療時間外に受診した患者の延数(再掲)				人	火曜日	1	2	3	4	5	6	7	
診療時間外に受診した患者のうち、 乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)				人	水曜日	1	2	3	4	5	6	7	
(10) 処方等の状況等 9月中の実施状況													
外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数		回										
	院外処方せん交付数		回										
医療用麻薬の処方	1	有											
	2	無											
(11) 診療所の種類 いずれかひとつに				(17) 専門外来の有無 あてはまるものすべてに									
1	一般診療業務を主とする			1 禁煙外来									
2	相談・指導業務を主とする			2 助産師外来									
3	採血及び供血を主とする			(18) 受動喫煙防止対策の状況 いずれかひとつに									
4	検診業務(集団・個別)を主とする			1 地内を 禁煙として									
5	検査業務を主とする			施設内を全 禁煙としている									
6	人工透析を主とする			3 喫煙場所を 置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している									
7	巡回診療を主とする			その他 3以外の措置を講じている)									
8	休日夜間急患センター			5 何 置を講じていない									
9	介護保険サービス提供を主とする			(19) レ 処理用コンピューター いずれかひとつに									
(12) 期間診療所等 あてはまるものすべてに				1 使用 いる									
1	特定の期間(季節)にのみ診療を行う診療所			していない									
2	事業所内の診療所			(20) 子カルテシステムの導入状況									
3	市町村保健センター内の診療所			1 医療機関全体として導入している									
4	該当なし			活用状況の範囲									
(13) 退院調整支援担当者 いる場合は10月1日現在の を記入してください				1 自施設内									
1	いる ( 人 ) *退院調整加算の施設基 満たす場合のみ			2 医療機関内の一部に導入している									
2	いない			3 他の医療機関等と連携									
(14) 救急医療体制 各項 ついて ひとつに				3 具体的な導入予定がある									
救急告示の有無	有		2	無									
在宅当番医制	有		2	無									
精 救急医療体制	1	有	2	無									
夜間(深夜も含 急対応 可否	1	ほぼ毎日可能											
	2	週3～5日可能											
	3	週1～2日可能											
	4	ほとんど不可能											
(15) 委託の状況 あてはまる つに				(21) 遠隔医療システムの導入状況 10月1日現在の数を記入してください。									
		全部委託		一部委託									
		院内委託	院外委託	院内委託	院外委託	委託して いない							
給食(患者用)	1	2	3	4	5								
滅菌(治療用具)	1	2	3	4	5								
保守点検業務(医療機器)	1	2	3	4	5								
検体検査	1	2	3	4	5								
感染性廃棄物処理	1		2		3								
清掃	1		2		3								
				遠隔画像診断									
				1 有									
				受信 依頼元施設数 ( 施設 )									
				送信 依頼先施設数 ( 施設 )									
				2 無									
				遠隔病理診断									
				1 有									
				受信 依頼元施設数 ( 施設 )									
				送信 依頼先施設数 ( 施設 )									
				2 無									
				遠隔在宅療養支援									
				1 有 → 受信 依頼元患者数 ( 人 )									
				2 無									

(22)医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに										(25)手術等の実施状況				
責 任 者										9月中の実施件数				
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない					
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01	件		
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	内視鏡下消化管手術	02	件		
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7			悪性腫瘍手術	03	件		
医薬品安全管理	1	2	3	4						肺(再掲)	04	件		
(23)在宅医療サービスの実施状況 併設施設によるサービスを除く 実施の有無に をつけ、9月中の件数を記入してください。										部	胃(再掲)	05	件	
医療保険等による在宅サービス 1 実施している 2 実施していない										位	肝臓(再掲)	06	件	
往診										01	件	大腸(再掲)	07	件
在宅患者訪問診療										02	件	前立腺(再掲)	08	件
歯科訪問診療										03	件	乳房(再掲)	09	件
救急搬送診療										04	件	子宮(再掲)		件
在宅患者訪問看護・指導										05	件	外来化学療法	11	件
精神科在宅患者訪問看護・指導										06	件	人工透析	12	件
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理										07	件	(人工透析装置の台数)		台
訪問看護ステーションへの指示書の交付										08	件	分娩(正常分娩を含	13	件
在宅看取り										09	件	帝王切開娩出術 掲)	14	件
介護保険による在宅サービス 1 実施している 2 実施していない										分娩の取 小数点以下第2位四捨五入				
居宅療養管理指導(介護予防サービスを含む)										10	件	担当医師 勤換算)		人
訪問看護(介護予防サービスを含む)										11	件	担当助産師数(常勤換算)		人
訪問リハビリテーション(介護予防サービスを含む)										12	件	院内助産所の有無	1 有	
在宅療養支援診療所の届出 いずれかに 施設数には自施設を含む										1 取り扱って				
1 有										2 取り扱っ ない				
連携保険医療機関等の数 ( ) 施設)										2 ( )				
2 無										2 ( )				
(24)検査等の実施状況										(26) 射線治療の実施状況				
*患者数には手術に伴う										患者数は、照射録の枚数又は検査伝票を元に記入してください。				
9月中の患者数										9月中の患者数				
装置の台数										装置の台数				
骨塩定量測定										01	人	放射線治療(体外照射)	1	人
気管支内視鏡検査*										02	人	ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲)	2	人
上部消化管内視鏡検査*										03	人	放射線治療(腔内・組織内照射)	3	人
大腸内視鏡 査*											人	(27) 歯科設備 歯科診療を行っている場合には、保有しているものすべてに		
血 連続撮影										5	人	1 歯科診療台 ( ) 台)		
DSA(再掲)											人	2 デンタルX線装置(アナログ)		
循環器 再掲)										07	人	3 デンタルX線装置(デジタル)		
イー										08	人	4 パノラマX線装置(アナログ)		
RI検査(シンチグラム)										09	人	5 パノラマX線装置(デジタル)		
SPECT(再掲)										10	人	6 ポータブル歯科ユニット		
PET T										11	人	7 オートクレーブ		
PETCT										12	人	8 吸入鎮静装置		
CT マルチスライスCT										13	人			
CT その他のCT										14	人			
MRI 1.5テスラ以上										15	人			
MRI 1.5テスラ未満										16	人			
3D画像処理										17	人			
冠動脈CT・心臓MRI(再掲)										18	人			

(28) 従事者数 (常勤換算は小数点以下第2位を四捨五入)

医師	常勤	01					人	
	非常勤(常勤換算)	02					人	
歯科医師	常勤	03					人	
	非常勤(常勤換算)	04					人	
薬剤師	(常勤換算)	05					人	
保健師	実人員	06					人	
	(常勤換算)	07					人	
助産師	実人員	08					人	
	(常勤換算)	09					人	
看護師	実人員	10					人	
	(常勤換算)	11					人	
准看護師	実人員	12					人	
	(常勤換算)	13					人	
看護業務補助者	(常勤換算)	14					人	
理学療法士	(常勤換算)	15					人	
作業療法士	(常勤換算)	16					人	
視能訓練士	(常勤換算)	17					人	
言語聴覚士	(常勤換算)	18					人	
義肢装具士	(常勤換算)	19					人	
歯科衛生士	(常勤換算)	20					人	
歯科技工士	(常勤換算)	21					人	
診療放射線技師	(常勤換算)	22					人	
診療エックス線技師	(常勤換算)	23					人	
臨床検査技師	(常勤換算)	24					人	
衛生検査技師	(常勤換算)	25					人	
臨床工学技士	(常勤換算)	26					人	
あん摩マッサージ指圧師	(常勤換算)						人	
柔道整復師	(常勤換算)	8					人	
栄養士	(常勤換算)	2					人	
精神保健福祉士	(常勤換算)	30					人	
社会福祉士	(常勤換算)	31					人	
介護福祉士	(常勤換算)	32					人	
保育士	(常勤換算)	3					人	
その他の技術員	(常勤換算)	34					人	
医療社会事業従事者	(常勤換算)	35					人	
事務員	(常勤換算)	36					人	
その他の職員	(常勤換算)	37					人	

記入者

所属

(氏名)

備考



統計法に基づく  
基幹統計調査

# 医療施設静態調査

## 歯科診療所票(案)

厚生労働省

(平成23年10月1日現在)

※ 整理番号									
※ 保健所 符号									
※ 市区町村 符号									

注:※印の箇所は、記入しないでください。

(1)施設の所在地	〒	TEL	(3)休 休診の状況
(2)施設名			休止中 2 1年以上 中 1年 休診中

<b>(4)開設者 あてはまるものひとつに○</b>		<b>(7)診療科目 はまるものすべてに○</b>	
01 厚生労働省	国	1 歯科	
02 独立行政法人国立病院機構		矯正歯科	
03 国立大学法人		3 小児歯	
04 独立行政法人労働者健康福祉機構		科口腔外科	
05 国立高度専門医療研究センター			
06 その他			
07 都道府県			
08 市町村		<b>(8)診療 (9月中)</b>	
09 地方独立行政法人		外来患者延数	人
10 日赤		初診の患者の数(再掲)	人
11 済生会		<b>(9)外来患者への処方数 9月中の延回数</b>	
12 北海道社会事業協会		院内処方数	回
13 厚生連		院外処方せん交付数	回
14 国民健康保険団体連合会		<b>(10)保健事業 9月中に実施したものすべてに○</b>	
15 全国社会保険協会連合会		1 保健相談・指導	
16 厚生年金事業 興		2 予防処置	
17 船員保険会		3 自治体の委託検診	
18 健康保険組合及 その連合会		4 事業所等の委託検診	
19 共済組合及びその 合会		5 該当なし	
20 国民健康保険組合		<b>(11)救急医療体制 いずれかひとつに○</b>	
22 医療法人		1 休日等歯科診療所	
23 私 校法		2 歯科在宅当番医制	
24 社会福祉法人		3 していない	
25 医療生協		夜間(深夜も含む)救急対応の可否 いずれかひとつに○	
26 会社		1 ほぼ毎日可能	
27 法人		2 週3~5日可能	
28 個人		3 週1~2日可能	
<b>(5)許可病床数</b>		床	4 ほとんど不可能
<b>(6)社会保険診療等の状況 いずれかに○</b>			
1 保険医療機関又は保険医			
2 自由診療のみ			

裏面へ続く

<b>(12) 表示診療時間の状況</b>								<b>(18) 歯科技工室</b> <span style="float: right;">いずれかに○</span>	
通常の1週間の診療時間								1	有
合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0、5時間とみなし記入してください。								2	無
表示診療時間 <span style="font-size: small;">通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。</span>								<b>(19) インプラント手術の実施状況</b> <span style="float: right;">いずれかに○</span>	
曜日	午前	午後	18時～19時	19時～20時	20時～21時	21時～22時	22時以降	1	実施している
月曜日	1	2	3	4	5	6	7	<span style="font-size: small;">9月中の実施件数 (     件 )</span>	
火曜日	1	2	3	4	5	6	7	2	実施していない
水曜日	1	2	3	4	5	6	7	<b>(20) 在宅医療サービスの実施状況</b>	
木曜日	1	2	3	4	5	6	7	訪問診療(居宅)	件
金曜日	1	2	3	4	5	6	7	訪問診療(施設)	2 件
土曜日	1	2	3	4	5	6	7	訪問歯科衛生指導	3 件
日曜日	1	2	3	4	5	6	7	居宅療養管理指導(歯科医師による)	4 件
休日	1	2	3	4	5	6	7	居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	件
<b>(13) 委託の状況</b>		<b>全部委託</b>		<b>一部委託</b>		<b>委託していない</b>			
あてはまるものひとつに○		院内委託	院外委託	院内委託	院外委託				
技工物	1	2	3	4	5	介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)			
滅菌(治療用具)	1	2	3	4	5	介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)			
保守点検業務(医療機器)	1	2	3	4	5	その他の在宅医療サービス			
検体検査	1	2	3	4	5	<b>(21) 事業者数 (常勤換算 数点以下を四捨五入)</b>			
感染性廃棄物処理	1	2	3	4	5	歯科医師	非常勤(常勤換算)	01	人
清掃	1	2	3	4	5	医師	非常勤(常勤換算)	02	人
<b>(14) 受動喫煙防止対策の状況</b>		<b>いずれかひとつに○</b>							
1	敷地内を全面禁煙としている								
2	施設内を全面禁煙としている								
3	喫煙場所を設置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している								
4	その他(1～3以外の措置を講じている)								
5	何ら措置を講じていない								
<b>(15) 医療情報システムの導入状況</b>		<b>ある に○</b>							
1	電子カルテシステム								
2	レセプト処理用コンピューター								
3	導入していない								
<b>(16) 医療安全体制</b>		<b>について、あてはまるもの に○</b>							
医療安全体 (全般)	任 者				配置していない				
	歯科医師	歯科衛生士	その他						
	院内	院内	院内	2		3	4		
	院外	院外	院外	2		3	4		
院内	院内	院内	1	2	3	事務職員 (常勤換算) 15 人			
院外	院外	院外	1	2	3	その他の職員 (常勤換算) 16 人			
<b>(17) 歯 設備</b>		<b>保有しているものすべてに○</b>							
1	歯科診療台 (     台)								
2	線装置(アナログ)								
3	デンタルX線装置(デジタル)								
4	パノラマX線装置(アナログ)								
5	パノラマX線装置(デジタル)								
6	ポータブル歯科ユニット								
7	オートクレーブ								
8	吸入鎮静装置								
		<b>備 考</b>							
		<b>記 入 者</b>							
		(所 属)							
		(氏 名)							

ご協力ありがとうございました

(1) 保健所号	(2) 整理番号	(3) 市区町村符号	
(4) 届出受理又は処分等年月日	年 月 日		
処分等	1 新規開設 2 休止 3 廃止 4 再開 5 開設許可取消		
	6 変更 [ 1 施設名 2 開設者 3 地域医療支援病院 4 救急告示(病院のみ) 5 診療科目(病院のみ) 6 許可病床数 ]		
フリガナ	(5) 施設名		
フリガナ	(6) 施設の所在地		
(7) 開設者	01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康福祉機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 その他 07 都道府県 08 市町村 09 地方独立行政法人 10 日赤会 11 済生会 12 北海道社会事業協会 13 厚生連 14 国民健康保険団体連合会 15 全国社会保険協会連合会 16 厚生年金事業振興団 17 船員保険 18 健康保険組合及びその連合 19 共済組合及びその連合会 20 国民健康保険組合 21 公益法人 22 医療法 23 私立学校法人 24 社会福祉法人 25 療育会 27 その他 28 個人 29 医関 (再掲)	(10) 診療科目 01 内科 02 呼吸器内科 03 循環器内科 04 消化器内科(胃腸内科) 05 腎臓内科 06 神経科 07 糖尿病内科(代謝科) 08 血液内科 09 皮膚科 10 アレルギー科 11 リウマチ科 12 感染症内科 13 小児科 14 精神科 15 心療内科 16 呼吸器外科 17 心血管外科 18 乳腺外科 19 気管食道外科 20 消化器外科(胃腸外科) 21 泌尿器科 22 肛門科 23 脳神経外科 24 整形科 25 形成外科 26 美容外科 27 眼耳鼻いんこう科 28 小児科 29 産婦人科 30 産科 31 産婦人科 32 産科 33 産婦人科 34 リハビリテーション科 35 放射線科 36 麻酔科 37 病理診断科 38 臨床検査科 39 救急科 40 歯科 41 矯正歯科 42 小児歯科 43 歯科口腔外科	(11) 許可病床数 精神床 感染症床 結核療養床 一般床 計床 (12) 従事者数 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 准看護師 歯科衛生士 (13) 社会保険診療等の状況 01 保険医療機関 02 自由診療のみ (14) 備考

日本工業規格 A 列 4 番

注 1 新規開設の場合は、すべての項目について記入のこと。  
 2 休止・廃止・再開・開設許可取消の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目についてのみ記入のこと。  
 3 変更の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目及び(7)~(11)のうち変更のあった項目についてのみ記入のこと。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。  
 この調査は、統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。